

沖縄県中小企業団体中央会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1 感染防止のための基本的な考え方

沖縄県中小企業団体中央会（以下、「本会」という）では、新型コロナウイルス（以下、「ウイルス」という）の感染拡大を受けて、本会職員（以下「職員」という）の健康と安全・安心な職場環境づくりを目的としたガイドラインを策定し、感染防止対策に取り組む。

本会は、事務所内及び外出先における感染リスクを徹底的に点検し、それに応じた対策を講ずる。

2 講じるべき具体的な対策

（１）感染予防対策の体制

- ・沖縄県、国、関係団体などを通じ、ウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に収集する。
- ・総務部長を中心として、ウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。

（２）職員自身の健康確保

- ・職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント※」や「『新しい生活様式』の実践例※」を周知するなどの取り組みを行う。
- ・職員は、出勤前に、体温やウイルス感染を疑われる症状の有無を確認する。体調が思わしくない場合は各種休暇制度の取得を検討する。また、勤務中に体調が悪くなった職員は、直ちに帰宅し、自宅待機する。
- ・発熱などの症状が出た場合や濃厚接触者と接触等があった場合は、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる本会の運用規程」に準じた対応とする。
- ・上記については、本会の有期契約労働者についても同様の扱いとする。

（３）勤務

- ・職員ができる限り一定の距離を保てるよう人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・職員に対し、入室時の手指のアルコール消毒を義務化する。
- ・職員に対し、勤務中のマスクなどの着用を徹底する。
- ・会議室では人数制限を行い、可能な限り対角、横並びに配置するなど工夫する（最低1メートルあけるなどの対策を検討する）。
- ・窓が開く部屋では、1時間に1回以上、窓を開け換気する。
- ・他人と共用する物品、頻繁に触れる箇所を最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・応接室及び会議室の利用は、出来る限り短時間で済ませるように努める。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。

- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・訪問先では、出来る限り短時間の面談に努める。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・総会、理事会又は委員会の開催等については、来場者のない書面議決による開催も検討する。
- ・会議を行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・外部主催の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討した上で、参加する場合はマスクを着用する。
- ・テレワークを行うにあたっては、沖縄県商工労働部中小企業支援課と相談し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

（４）共有設備・器具等

- ・共用物品（テーブル、椅子など）は、使用後に使用した者が消毒する。
- ・トイレは、１日に１回以上、扉を開け換気する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、ペーパータオルを設置するか、職員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・エレベーターのボタン、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・個人のゴミは１６：３０までに各自で大きいゴミ箱に入れておく。ゴミの回収など清掃作業を行う職員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

（５）本会事務所内への立ち入り

- ・外部関係者の事務所への立ち入りについては、必要性を十分に検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して職員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ来訪予定者が所属する組合等に、事務所内での感染防止対策の内容を説明するなど理解を促す。

（６）職員の感染が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の職員に自宅待機させることを検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、ウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・事務所内で感染者が確認された場合の公表方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

（８）その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

【セミナー、会議編】

参加者には、会議の開催通知等にマスク着用による来場を周知するとともに、自宅や職場で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることを徹底する。

1) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック

- ・健康状態申告書（様式1参照）の提出（警戒レベルの段階に応じて実施する）

※1 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

※2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り 非接触式体温計を使用し、やむを得ず接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後はアルコール消毒を行う。

②入場登録

- ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

③行動ポリシー周知

- ・施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤入場

- ・以上④までを行った方は、入場を許可する。

⑥入場時の留意事項

- ・受付では、参加者の間隔（1 m、できれば2 m）に留意する。

2) 会議主催者による適切な環境管理

- ・入場時に手指消毒を徹底する。

・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。

・人を密集させない環境（1 m、できれば2 m）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。

- ・大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。

・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。

・入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

① 体調チェック→ ② 登録→ ③ ポリシー周知→ ④ 手洗い→ ⑤ 入場

3) 飲食関連

- ・食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

・また、参加者の間隔（1 m、できれば2 m）を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

4) 喫煙

- ・感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

5) 会場管理

- ・席を一席空けるなど、参加者の距離（1 m、できれば2 m）を確保する。

6) ゴミ

- ・ゴミは、原則各自で持ち帰ることとする。

7) 換気

- ・一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

8) 事後フォロー

- ・収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1

ビデオ通話で
オンライン帰省



2

スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3

ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4

待てる買い物は
通販で



5

飲み会は
オンラインで



6

診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8

飲食は
持ち帰り、
宅配も



9

仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10

会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。